

県内初 障害のある人への サービス開始

スマホなどの動画を活用した 手話通訳対応サービス導入

市では、ろう者が自宅や訪問先の公共施設で意思疎通が難しいとき、自分のスマホなどから市の設置手話通訳者を介して、手話による意思疎通を図ることを可能にする手話通訳対応サービスの試験運用を11月1日から開始します。

☎ 障害福祉室 ☎ 63-7591 FAX 63-4629
✉ chokaku@city.nabari.mie.jp

聴覚に障害のあるろう者の皆さんは、私たちが普段から行っている電話での会話ができません。例えば行政の手続きで「詳しく聞きたい」「必要な書類を確認したい」などのことを、電話で問い合わせることができないため、書類などを持って市役所まで尋ねに来庁される場合があります。

そこで、市では、市の公共施設の業務について、タブレットにある動画通信機能のアプリケーションを使い、来庁することなく、「手話」で会話できるサービスの試験運用を11月から始

■ スマホなどの動画で手話

スマホ・タブレットなどを活用した手話通訳対応サービス 例えば、こんな使い方をします。

自宅や訪問先の公共施設で、「〇〇の手続きについての方法」や「〇〇〇〇の申込」について知りたいとき



【ろう者】



自身のスマホ・タブレット

ろう者は、スマホ・タブレットを起動させ、動画により市役所に配置している通訳者に、「〇〇について」と手話で問い合わせをします。

スマホ・タブレットなどを活用して「手話」で会話

市役所



【通訳者】



タブレット



【担当職員】

市役所に配置する通訳者は、問い合わせ内容について担当職員から説明を受け、その内容をタブレットの動画により手話で説明します。

このサービスを利用していただけるのは、手話での会話が必要な人に限ります。問い合わせいただける内容は、市の公共施設の業務のみで、運用時間は、配置する通訳者の勤務時間内（午前8時30分～正午、午後1時～5時）とします。

詳しくは市ホームページ内の [手話通訳対応サービス](#)

検索



例(手話その他コミュニケーション)

■ 全ての人にやさしい社会

市では、障害のあるなしに関わらず、誰もが必要な情報を入力しやすく、コミュニケーションが取りやすいまちを目指す条

めまます。

ろう者から、市障害福祉室の通訳者のタブレットに連絡があれば、用件に応える市役所の担当者のところに行き、設置手話通訳者を介して問い合わせができるようにします。

課題や運用について検証しながら、来年4月には本格的に実施する予定です。

ン手段に関する施策の推進に関する条例)を制定しています。

また今回、ろう者だけでなくその他の障害のある人が、市役所の窓口で少しでもスムーズにコミュニケーションを取ることができるようにするための福祉機器を複数購入しました。いつでもご利用いただけますので、必要な場合は、市役所の各窓口対応の職員にお申し出ください。

今後も、障害のある人の不安が少しでも解消できるように、サービスや環境を整えて行く必要があります。全ての人にとって分かりやすく、コミュニケーションが取りやすいまちを目指していきます。

市役所庁舎窓口などで障害のある人に利用していただく福祉機器を購入しました。

やさしい
窓口対応の
ために



文字を見やすく拡大できる
拡大読書器



会話を聞き取りやすくするための集音器



順番をお待ちいただく場合、
光と振動で知らせる呼出し器



磁気で文字を書き、すぐ消せる筆談するためのボード

名張市出身の森下和美さん(大阪府八尾市在住)からのご寄附(500万円)を活用させていただきました。

私は、名張で生まれ育ちました。何か名張出身者としてふるさとに貢献したい気持ちがあり、今回、市に寄附をさせていただきました。特に、障害者福祉を充実させてほしいと思っていましたので、さまざまな施設整備や、福祉機器を購入して活用いただけることは、私にとってうれしいことです。



森下 和美さん

いただいた寄附金は上記以外にも、障害福祉室の訪問用公用車購入、庁舎多目的トイレ改修、要約筆記用のプロジェクターとスクリーン、ヒアリンググループ(聴覚障害者用の聞こえを支援する設備)などに活用させていただきます。